

学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程

(平成 20 年 3 月 12 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人京都外国語大学（以下「法人」という。）における業務等の適正な執行を確保するとともに、その効率化及び改善を図るために、監事監査及び監査法人監査と連携して、自主的、自立的に実施する内部の監査（以下「内部監査」という。）を円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(内部監査の担当部署等)

第 2 条 内部監査を担当する部署として、内部監査室を置く。

2 内部監査室に必要な人員を置く。

3 前項の場合において、理事長は、内部監査を行う者を内部監査人に任ずるものとする。

(内部監査の範囲)

第 3 条 内部監査の範囲は、次のとおりとする。ただし、教員の研究等教育研究活動の内容は、対象外とする。

(1) 業務監査 業務の管理運営、執行等の効率性、適法性及び組織、制度、規程等の妥当性に関する監査

(2) 財務監査 予算執行、会計処理、財産管理等の効率性、適法性に関する監査

(内部監査の種類)

第 4 条 内部監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期監査 内部監査計画に基づいて定期的に行うもの

(2) 臨時監査 理事長の指示等により随時に行うもの

(内部監査計画の策定等)

第 5 条 内部監査室の長（以下「内部監査室長」という。）は、毎会計年度遅滞なく、当該年度の内部監査計画を定め、理事長の承認を得なければならない。

2 内部監査室長は、定期監査又は臨時監査を実施する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。この場合において、内部監査対象部署の業務の遂行に重大な支障を与えないよう留意するものとする。

(内部監査の実施)

第 6 条 内部監査は、実地調査、書面調査、報告又は説明の聴取その他適切な方法により実施するものとする。

2 内部監査は、事実に基づき、公正かつ不偏の立場で行わなければならない。

3 内部監査室長は、内部監査を実施するのに必要があると認めるときは、理事長に内部監査人の補助等適切な人員の支援を求めることができる。

(内部監査の通知)

第 7 条 内部監査室長は、内部監査を実施する場合には、その開始予定日の 4 週間前まで

に、内部監査対象部署の長あてにその旨文書で通知しなければならない。ただし、臨時監査を実施する場合は、この限りでない。

(協力)

第8条 内部監査対象部署の長は、内部監査を受けるときは、関係資料の提出、報告、説明等必要な協力をしなければならない。

(守秘義務)

第9条 内部監査に携わる者は、業務上知り得た秘密を、正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

(会議への出席等)

第10条 内部監査室長は、内部監査の円滑な実施のために必要があると認められるときは、理事長の承認を得て、必要な会議に出席し、又は当該議事録を閲覧することができる。

(内部監査報告書の作成等)

第11条 内部監査室長は、内部監査が終了したときは、2ヵ月以内に内部監査報告書を作成し、理事長に報告しなければならない。

2 内部監査室長は、必要があると認めるときは、前項の内部監査報告書に、関係する部署の長の意見を付記するほか、事務の改善のための措置等必要な指導助言内容又は意見を付すことができる。この場合において、必要があるときは、法人の顧問弁護士、顧問税理士、監事、法人の監査を行う監査法人等の助言等を求めるものとする。

(事務の是非等)

第12条 理事長は、前条の内部監査の結果について、内部監査室長を通じて関係する部署の長等に通知するとともに、必要があると認めるときは、内部監査室長を通じて又は直接に当該部署の長に事務改善等必要な措置をとるよう指導助言又は指示するものとする。

2 前項の指示を受けた部署の長は、遅滞なく必要な措置を行い、内部監査室長を通じて理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、毎会計年度、当該内部監査の実施状況について、理事会等に所要の報告をするものとする。

(科学研究費に係る監査)

第13条 内部監査室長は、京都外国語大学における公的研究費に関する取扱規程第20条及び京都外国語短期大学における公的研究費に関する取扱規程第20条の規定に基づき、科学研究費に係る当該監査を実施するものとする。

(監事等との連携)

第14条 内部監査室長は、第11条第2項後段に定める場合のほか、常に、法人の監事及び法人の監査を行う監査法人との情報の交換等連携の強化に努めるものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するのに必要な事項については、理事長が別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規程の施行の際必要があるときは、理事長は、当分の間の措置として、内部監査室の組織等に関し、所要の内容を定めることができる。